



「滋賀県よろず支援拠点」相談申込書

表 面

下記用紙に必要事項をご記入のうえ、FAX もしくはメールでお送りください。担当者よりご連絡いたします。

滋賀県よろず支援拠点（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内）

住所：〒520-0806 大津市打出浜 2-1 コラボしが 2 1 2階

TEL： 077-511-1425 FAX： 077-511-1418

メールアドレス：yorozu@shigaplaza.or.jp

URL：<http://www.shigaplaza.or.jp/yorozu/>

フリガナ						開業届（該当する方に○）		
会社名（屋号）						未	完	
フリガナ								
代表者								
連絡先	住所	〒						
	電話番号	—	—	携帯電話	—	—		
	F A X	—	—	メール	@			
	担当者							
よろずを知ったきっかけ（複数回答可）※該当する相談区分に○印をお願いします。	拠点（中企庁や全国本部含む）のHP	フェイスブックなど SNS	チラシやリーフレットを見て	新聞等の記事を見て				
	テレビやラジオを通じて	インターネット情報を通じて	セミナー等に参加して	実施機関等に立ち寄った際に				
	同業者など知人の紹介	自治体・商工会・商工会議所の紹介	金融機関の紹介	その他				
業種・製品内容								
相談区分（複数回答可）※該当する相談区分に○印をお願いします。	IT 活用	広報戦略	販路提案	広告デザイン	ディスプレイ・POP	ブランディング		
	海外展開	資金繰り	施策活用	商品開発	地域資源活用	商品デザイン		
	事業連携	経営知識	知的財産	雇用・労務	債権保全・債権回収	現場改善・生産性向上		
	市場設定	市場調査	事業計画策定		その他			
相談内容	※担当者が詳しくお聞きしますので、簡潔にご記入いただければ結構です。							
相談希望日時 ※平日 9:00~17:45	第 1 希望	月	日	~	第 2 希望	月	日	~

◆ 滋賀県よろず支援拠点の利用にあたり、裏面の留意事項について了承しました。

年 月 日

ご署名 _____

滋賀県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

滋賀県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていません。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ(滋賀県よろず支援拠点の実施機関)は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 滋賀県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部(中小企業基盤整備機構)、滋賀県産業支援プラザが連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容(個人情報を含む)については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 滋賀県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、滋賀県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ① 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、② 大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③ 不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④ 宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤ 物品・サービス等の営業行為、⑥ 滋賀県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、滋賀県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ① 暴力団、② 暴力団員・準構成員、③ 暴力団関係企業、④ 総会屋等、⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、⑥ 特殊知能暴力集団等